

PEFC ガイド

PEFC GD 2001:2011

第1版

発行日：2011年6月22日

林産品の CoC— 使用ガイド

PEFC 評議会

World Trade Center 1, 10 Route de l'Aéroport

CH-1215, Geneve, Switzerland

電話：41-22-799-4540

ファックス：41-22-799-4550

W-mail: info@pefc.org

Web: www.pefc.org

(本文書は PEFC アジアプロモーションズによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、PEFC アジアプロモーションズの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

著作権に関する注意書

©PEFC 評議会 2011

この PEFC 評議会文書は PEFC 評議会の著作権によって保護されている。この文書は PEFC 評議会のウェブサイトから、また、請求により無料で入手可能である。

この文書の著作権が及ぶ範囲のいかなる部分であっても、形や方法に関わりなく、これを PEFC 評議会の許可なく変更または修正、再作成、転写することは許可されない。

この文書は英語版をもって正式とする。この文書の翻訳は PEFC 評議会または PEFC 各国認証管理団体によって提供される。翻訳版の不明な点については英語版を基本とする。

文書の表題：林産品の CoC—使用ガイド

文書名：PEFC GD 2001:2001、第一版

承認：PEFC 評議会理事会 日付：2011 年 5 月 25 日

発行日：2011 年 6 月 22 日

発効日：2011 年 6 月 22 日

目次

前置き	4
序文	4
1 適用範囲	5
2 基準的参考文書	5
3 定義と用語	5
セクション1： PEFC ST 2002:2010 の使用に関する総合的なガイダンス	6
セクション2：特定のプロジェクトに関する PEFC CoC に関するガイダンス	2 2

前置き

PEFC 評議会（the Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes）は、森林認証および林産品のラベル制度を通じて持続可能な森林管理を普及する国際組織である。PEFC の認証主張やラベルが貼付された商品は、消費者や最終ユーザーに、原材料が持続可能に管理された森林、リサイクル、および問題のない出处からのものであることに関する信頼を届ける。

PEFC 評議会は、各国の森林認証制度に対し、PEFC 要求事項への適合と定期的な再評価を要求し、これに承認を与える。

PEFC 評議会は、PEFC ST 2002:2010 の実行および PEFC 評議会テクニカル文書付属文書 4 の差し替えにつき、1年間の移行期間（2011年11月26日まで）を決定した。移行期間とは、下記の意味合いを持つ。

- a) 2011年11月26日以降、すべての認証企業は PEFC ST 2002:2010 を実行し、これに従わなければならない。
- b) 2011年11月26日以降、すべての初頭審査は PEFC ST 2002:2010 に照らして実行しなければならない。
- c) 2011年11月26日以降、認証機関は認証企業による PEFC ST 2002:2010 の順守を検証するための特別な審査の実行を求められない。しかしながら、2011年11月26日以降に実行されるすべての通常の年次審査または再審査は PEFC ST 2002:2010 に照らして実行しなければならず、認証機関は PEFC ST 2002:2010 に係る適用範囲で新しい証書を発行しなければならない。
- d) 2011年11月26日以降、PEFC 評議会は PEFC 評議会テクニカル文書付属文書 4 に照らして発行された認証書は承認しない。

序文

林産品に付された PEFC 認証主張は、林産品の由来に関して、それが持続可能に管理された森林、リサイクル、および問題のない出处からのものであることに関する情報を提供する。購買者や潜在的な購買者は、持続可能性やその他の配慮に基づいて購買品を選択する際に、この情報を使用することができる。原材料の由来に関する情報を伝達する目的は、持続可能に管理された森林を生産源とする製品の供給と需給を増大し、それにより、世界の森林資源の市場主導による継続的な改善の可能性を高めることにある。

PEFC の CoC の最終的な目標は、林産品の顧客に、PEFC 認証を受けた持続可能な森林からの、またはリサイクルされた原材料の含有量に関する正確で検証可能な情報を提供することにある。

適用範囲

このガイド文書は、PEFCのCoC規格であるPEFC ST 2002:2010の要求事項の実行に関する情報を提供する。

このガイド文書の規定は参考情報であり、すべての適合査定の評価に関わる行為は文書PEFC ST 2002:2010に照らして実行しなければならない。

1. 基準的参考文書

PEFC ST 2002:2010、林産品のCoC—要求事項

PEFC ST 2001:2008、PEFCロゴ使用規則 —要求事項

2. 用語と定義

このガイド文書の目的のためには、PEFC ST 2002:2010によって定められる定義が適用される。

セクション1： PEFC ST 2002:2010 の使用に関する総合的なガイダンス

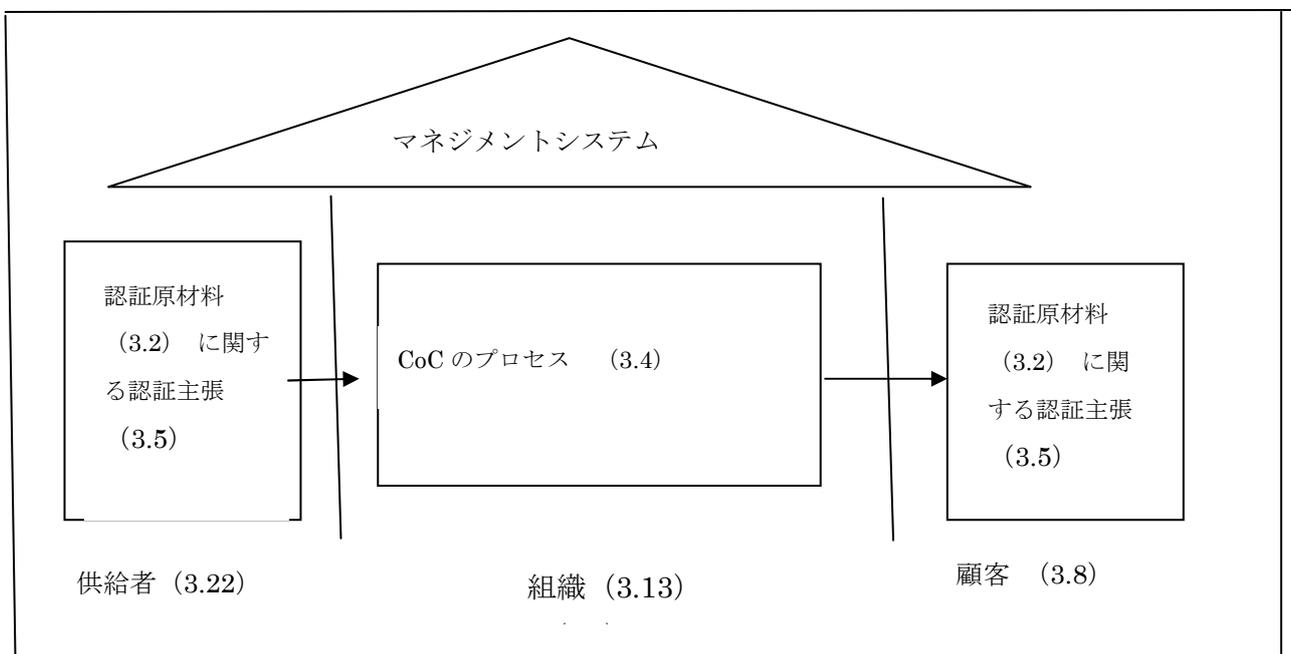
参考情報

第3章：定義

CoC (3.4)

この規格は、CoC とは原材料の由来に関する情報を扱うプロセスであり、認証原材料の含有量に関して正確で検証可能な認証主張をすることを可能にするものであるとして、これを定める。すべてのプロセスは、投入 (input) を産出 (output) に転換する行為として規定される。CoC においては、投入とは供給者による認証原材料の含有に関する主張であり、産出とは組織が顧客に対してする認証原材料に関する認証主張である。

図1：CoC



組織 (3.13)、供給者 (3.22)、顧客 (3.8)、下請業者 (6.8)

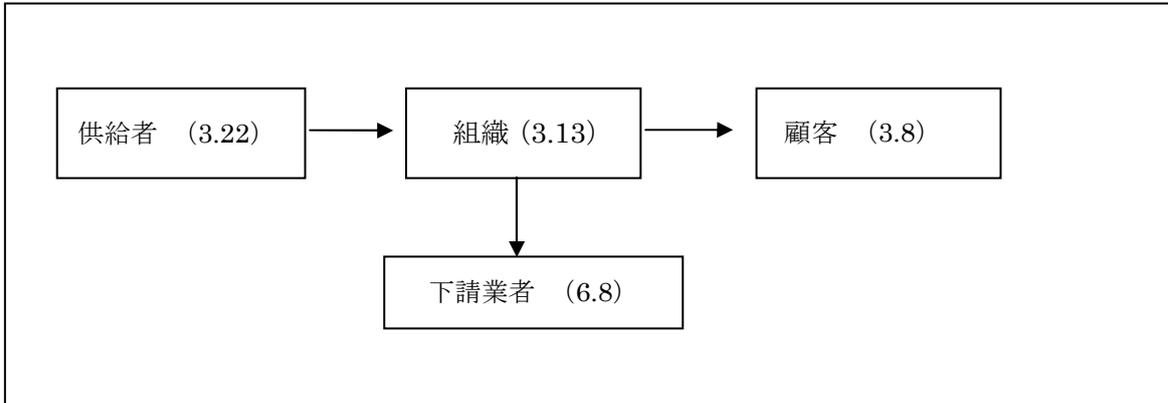
「組織」とは、顧客に対して認証原材料の含有に関する主張をし、さらに供給者と顧客を明確に確認することが出来る主体である。また、「組織」の定義は、誰が PEFC の CoC を取得する必要があるか、に関するガイダンスを与える。PEFC の CoC は、顧客に対して PEFC の認証主張をするあらゆる主体が実行するものである。

「供給者」なる用語は、認証原材料の含有量に関する主張とともに原材料や製品を組織に直接供給する主体である。供給者は、該当原材料の納品書類に要求事項 4.4.1.3/5.5.1.3/5.5.1.4 を満たす形で正式認証主張を伝達する。

「顧客」という用語は、組織が認証原材料の含有量に関する主張をする相手の主体を意味する。組織は、顧客に対し、要求事項 4.4.1.3/5.5.1.3/5.5.1.4 を満たす形で該当原材料の出荷書類に正式な認証主張を伝達する。

「供給者—組織—顧客」のモデルで定義できる供給チェーンやビジネスモデルであれば、CoCの対象とすることが出来る。「供給者」と「顧客」の定義は、供給された認証製品の物理的な納入または所有権に関わらず、それぞれ「誰が認証主張を伝達するか」や「誰に対して認証主張がなされるか」に基づいて定められる。

図2：CoCモデル 「供給者—組織—顧客」

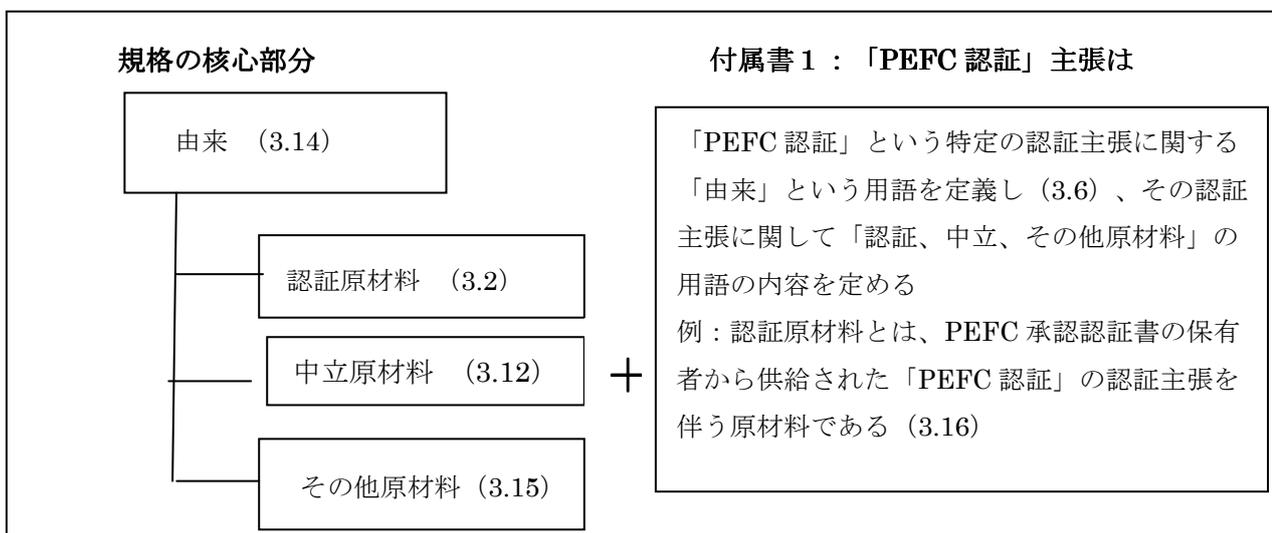


認証主張 (3.5) /由来 — 原材料の由来 (3.14)

「認証主張」は一般的に製品の特定の側面に関する情報として定義される。CoCの場合の主張は原材料の由来に関わるものである。原材料の由来は、その原材料がどこから来たものかに関する地理的な場所としてではなく、その場所の特徴に関連するものである。それゆえ、この由来はPEFC認証を受けた森林から、またはリサイクルから、ということである。

CoC規格は、PEFC評議会の認証主張（例：PEFC認証）またはPEFC加盟の各国認証制度独自の認証主張など各種の認証主張の目的のために使用することが出来る。それぞれの主張は、論理的にも原材料に関してそれを認証と認めるための独自の定義を必要とする。それ故、CoC規格の核心部分では、「認証、中立、その他の原材料」などの一般的な用語を使用し、これらの用語の内容に関しては認証主張のための付属書において定められる。

図3：標準的な「規格の核心部分—認証主張に関する付属書」の構造



リサイクル原材料 (3.19)

表1：リサイクル原材料の分類例

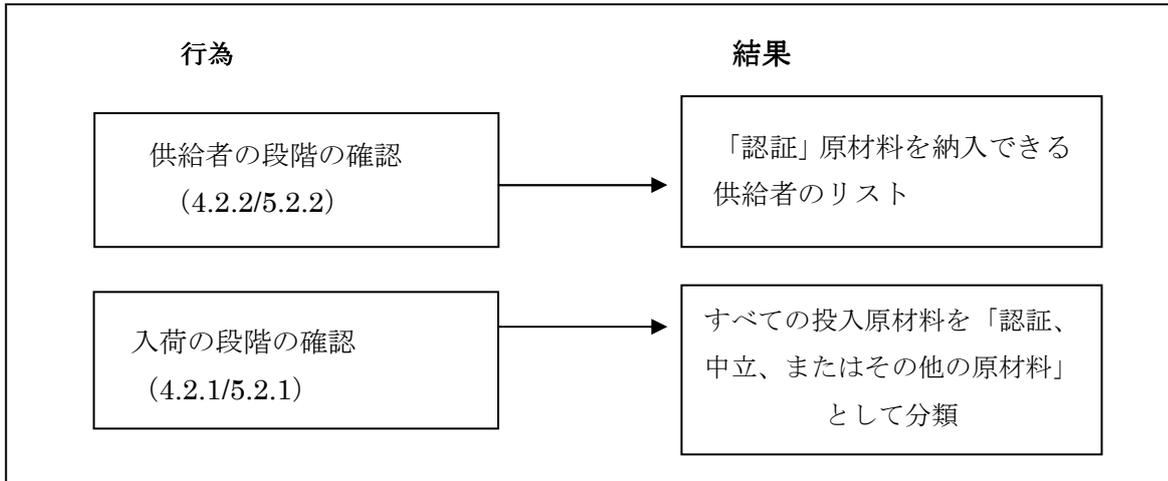
原材料の例	分類	備考
建設及び解体による瓦礫	リサイクル	商業、工業、公共施設などから発生する原材料で、該当製品がそれ以上本来の目的に使用できない場合
商業運送用の包装用品で例えば、パレット、木枠、ケース、ケーブル、鼓胴など	リサイクル	商業、工業、公共施設などから発生する原材料で、それ以上本来の目的に使用できないもの
パネルボードのメーカーが調達する家具の切り落とし	リサイクル	廃棄物から転用されるもので、発生のもととなった生産加工の工程に再投入されないもの
おが屑や木片など製材からの副製品	リサイクルではない	消費前、消費後にかかわらない。 製材の副製品は消費前リサイクル原材料の定義から除外されている
売れ残りの雑誌、新聞、その他の印刷物で配送から返却されたもの	リサイクル	エンドユーザーとしての立場の工業施設から発生するもので、該当製品がそれ以上本来の目的に使用できないもの
製造時の欠陥家具の再使用で、パネルボードのメーカーによって使用されるもの	リサイクル	工業施設で発生するもので、その工業施設が該当欠陥家具の最終ユーザーであり、その製品はそれ以上当初の目的に使用できないもの
印刷業者の断ち落とし	リサイクル	廃棄物から転用されるもので、該当原材料はそれが発生したのと同じの生産加工工程に再投入されないもの
事務所や家庭からのくず紙の再使用	リサイクル	家庭から発生したもの
EN643 に基づく回収紙のグレード	リサイクル	EN643に定められたグレードはリサイクル原材料の定義に見合う
製紙またはパルプ工場で発生した損紙で、それが発生したのと同じの加工工程に再投入されるもの	リサイクルではない	工場損紙は、「加工工程から生まれる原材料で、それが発生したのと同じの工程に再使用されるもの」なので、リサイクル原材料の定義から除外される

4.2/5.3 項/付属書1：由来の確認

組織は、原材料の入荷ごとに供給者がその納品書類の中に盛り込む情報と認証主張に基づいて由来のカテゴリ（認証原材料、中立原材料、その他の原材料）を確認と検証をしなければならない。

由来の確認は2つの段階を踏んで実行される。すなわち、(1) 供給者の段階における確認、(2) 入荷の段階における確認、である。

図4：由来の確認



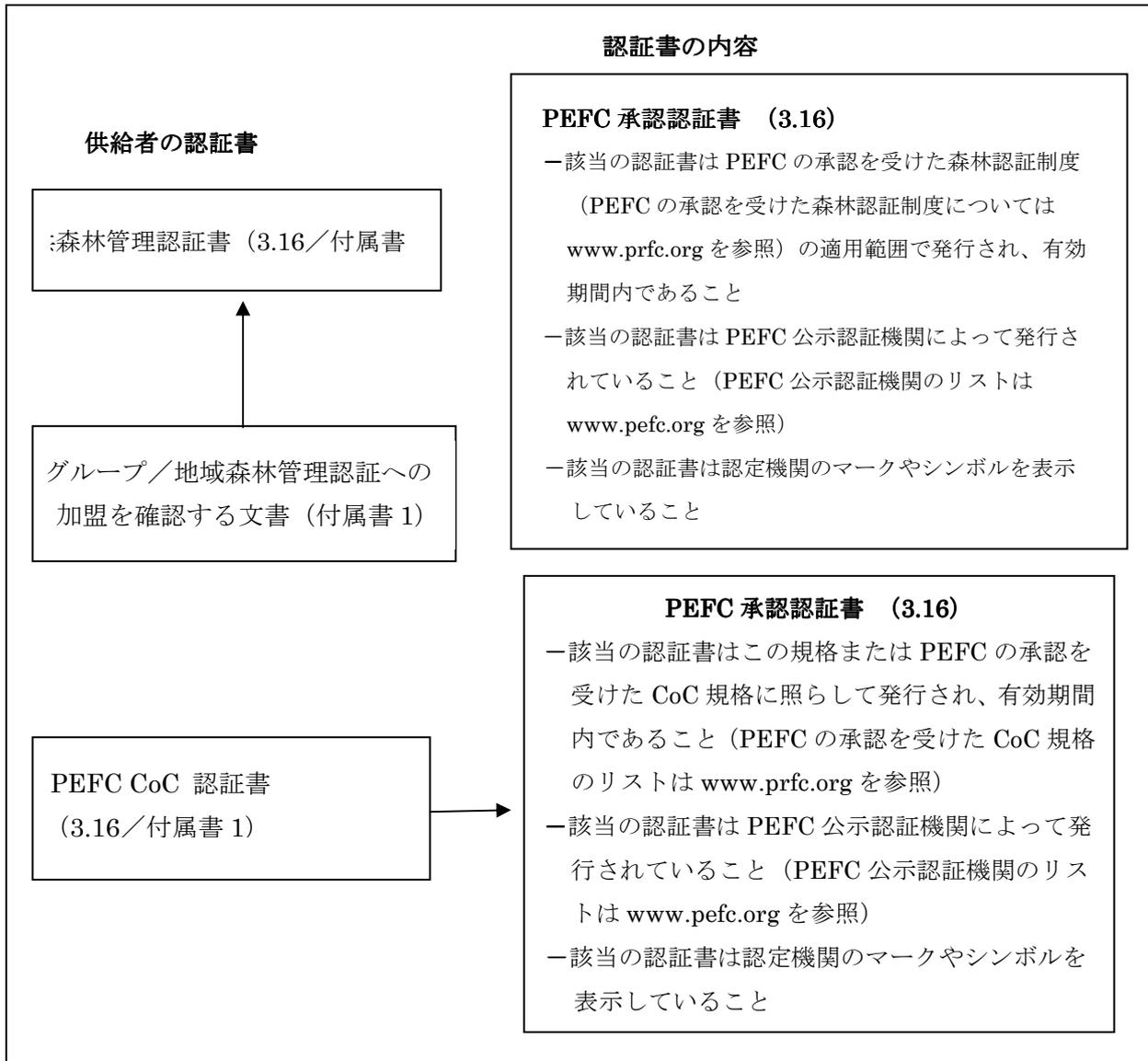
4.2.2/5.2.2 項 供給者の段階における由来の確認

認証原材料の供給者ごとに、組織は、その供給者が付属書1が「PEFC 認証」という特定の主張に関して定める認証原材料の供給者としての基準を満たしているかどうかを検証しなければならない。検証は供給者の森林管理認証書または CoC 認証書に基づいて行なうもので、供給者はそれらのハードコピーを組織に提供するか、または例えば自社のウェブサイトへの特定の引用などを通じて、組織がコピーを入手できる様にする。

すべての情報は、また、PEFC 評議会の PEFC 承認認証書のデータベース (www.pefc.org) によって検証可能である。しかし、データベースによって供給者の資格の有無を検証することは、組織が供給者の認証書のコピーを入手可能にする責任に代替することはできない。

「認証状態を確認するその他の文書」 (4.2.1.2g、4.2.2.1、4.4.1.3g、5.2.1.3b、5.2.2.1) という用語は、主体が地域またはグループ森林管理認証、または、マルチサイトの CoC 認証の場合の PEFC 承認認証書の対象範囲に含まれることを証明する文書のことを言う。

図5：供給者の段階における確認：付属書1の要求事項



4.2.1 項/5.2.1 項: 入荷の段階における由来の確認

4.4.1 項/5.5.1 項: 販売・譲渡製品に関わる文書

図 6 : 販売製品に関わる文書の例 (送り状)

JONSSONS TIMBER AB Invoice
 Ånäsvägen 40 - 41668 Göteborg - Sweden (1) Date: (5) 13.3.2010
 Number: 140177

ORIGINAL

Smith LTD (2) MALDON ROAD STANWAY COLCHESTER ESSEX CO3 0SL ENGLAND VAT GB861447013	<i>FINAL DESTINATION</i> MALDON ROAD STANWAY COLCHESTER ESSEX CO3 0SL ENGLAND
---	--

Country of origin	SWEDEN	Terms of delivery	FBY COLCHESTER
Country of destination	ENGLAND	Terms of payment	
From/via	GOTHENBURG, HARWICH	Vessel	MS GUSTAV A.
To	COLCHESTER	B/L date	12.3.2010
Buyers reference	CK14011977	Sellers reference	SD12013

Product		Unit price	Amount	Total price
lot n. 234 (3) 38x80 Sawn Spruce, Sawfalling, Special KD, KD 12%, 63% PEFC certified (6)	11 pcks	■■■■ SKr	(4) 40,457 m ³	■■■■ SKr
lot n. 235 38x80 Sawn Pine, Sawfalling, Special KD, KD 12%	10 pcks	■■■■ SKr	31,824 m ³	■■■■ SKr
TOTAL	21 pcks		72,281 m ³	■■■■ SKr

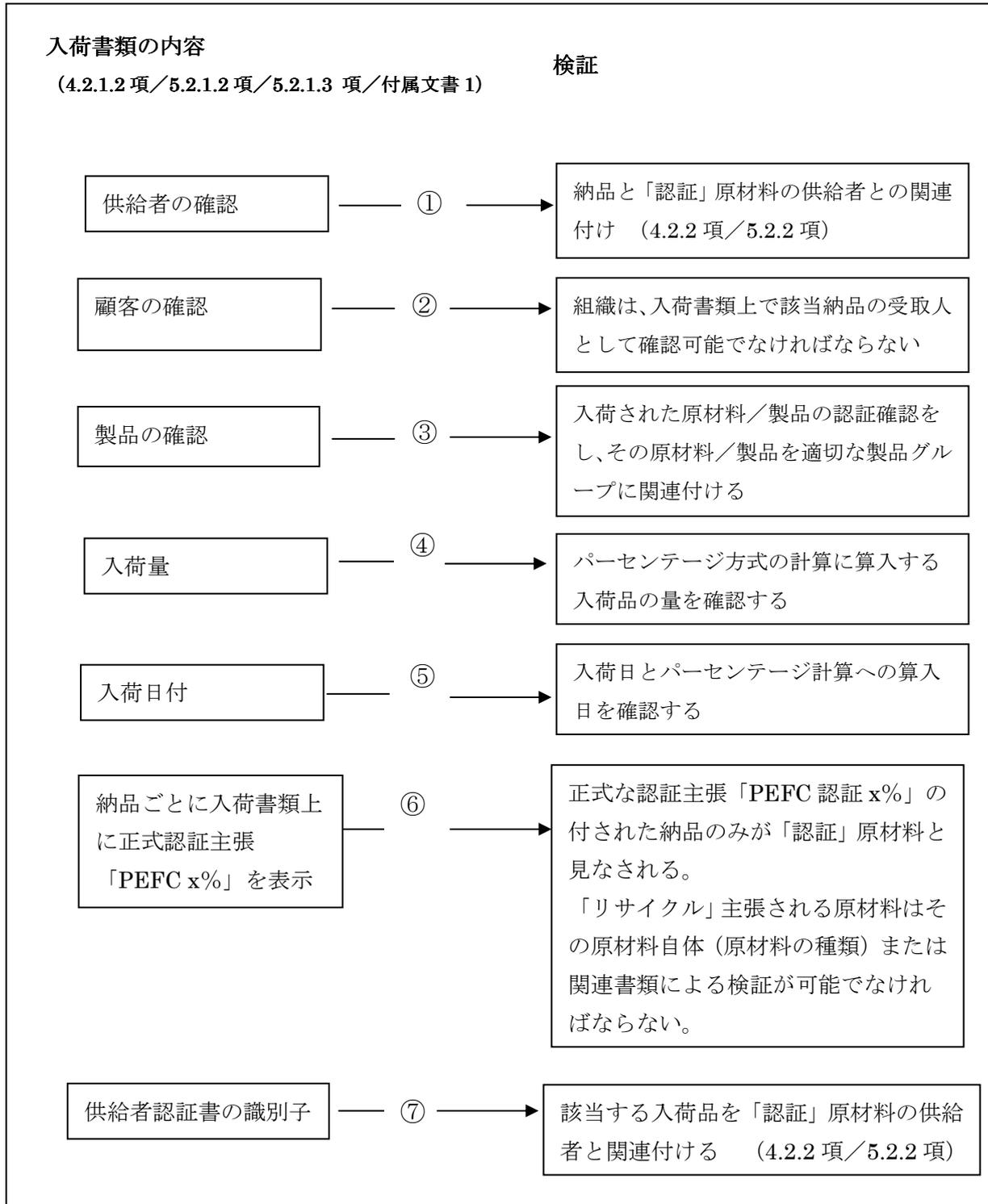
These goods are softwood which has been kiln dried to below 20% moisture content.

JONSSONS TIMBER AB holds the PEFC Chain of Custody certificate No. 123465, issued by CERTIFICATION SERVICES INTERNATIONAL (7)

Customs item number
 4407093 Sawn wood (spruce, pine) 72,281 m³

Jonssons Timber AB Ånäsvägen 40 41668 Göteborg Sweden (1)	Tel.: +46 (0) 31 - 84 33 10 Fax: +46 (0) 31- 84 33 13 Email: info@jonssons-timber.se VAT SW86655442
--	--

図 7：入荷の段階における確認

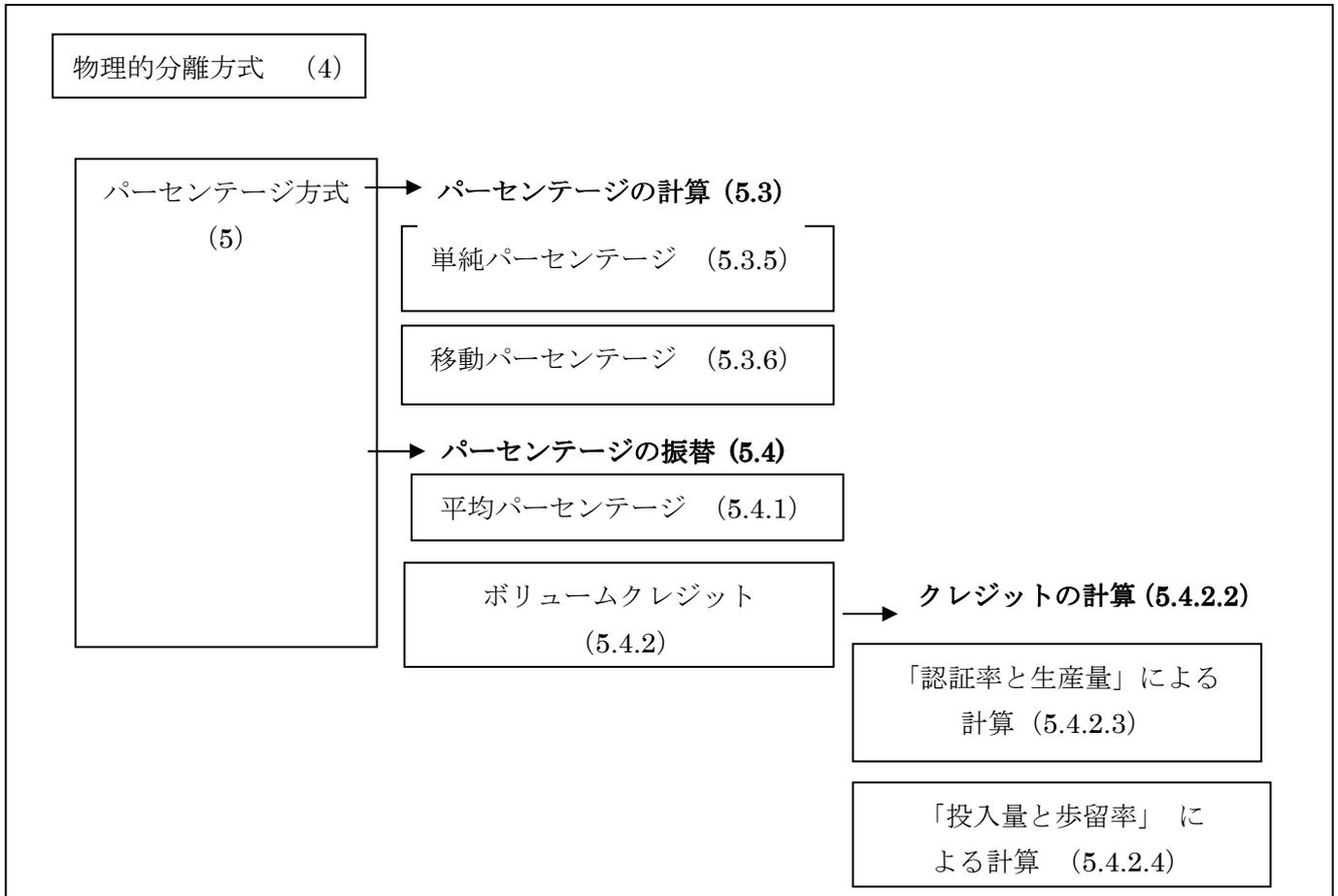


組織は、認証原材料/製品の供給者から受け取らなければならないと同様の情報（図 6 および図 7 を参照）を、顧客（4.4.1 項/5.5.1 項）に対しても提供しなければならない。この情報は、原材料の由来に関する認証主張である「PEFC 認証 x%」を含むこと。組織は、顧客に CoC 認証書のコピーまたはその入手手段を提供することも求められる。

4.5 項 : CoC の方式

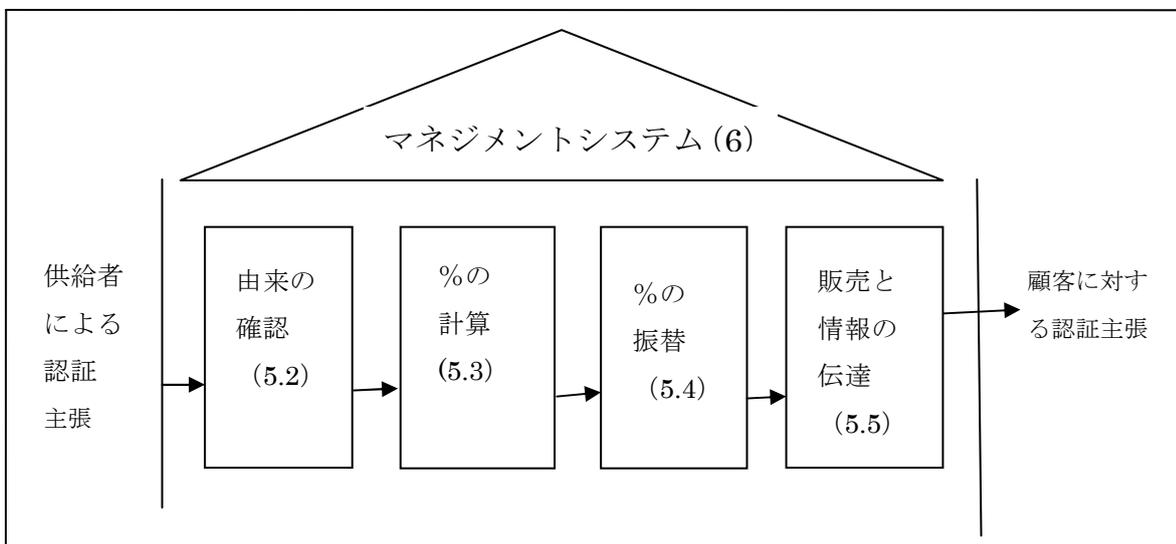
PEFC の CoC 規格は、組織が原材料のフローのみでなく、コミュニケーションやマーケティング上のニーズ、又は顧客からの特定の要求に基づいて実行可能ないくつかのオプションを提供する。

図 8 : CoC の方式のオプションの構造



5 項 : パーセンテージ方式

図 9 : パーセンテージ方式のモデル

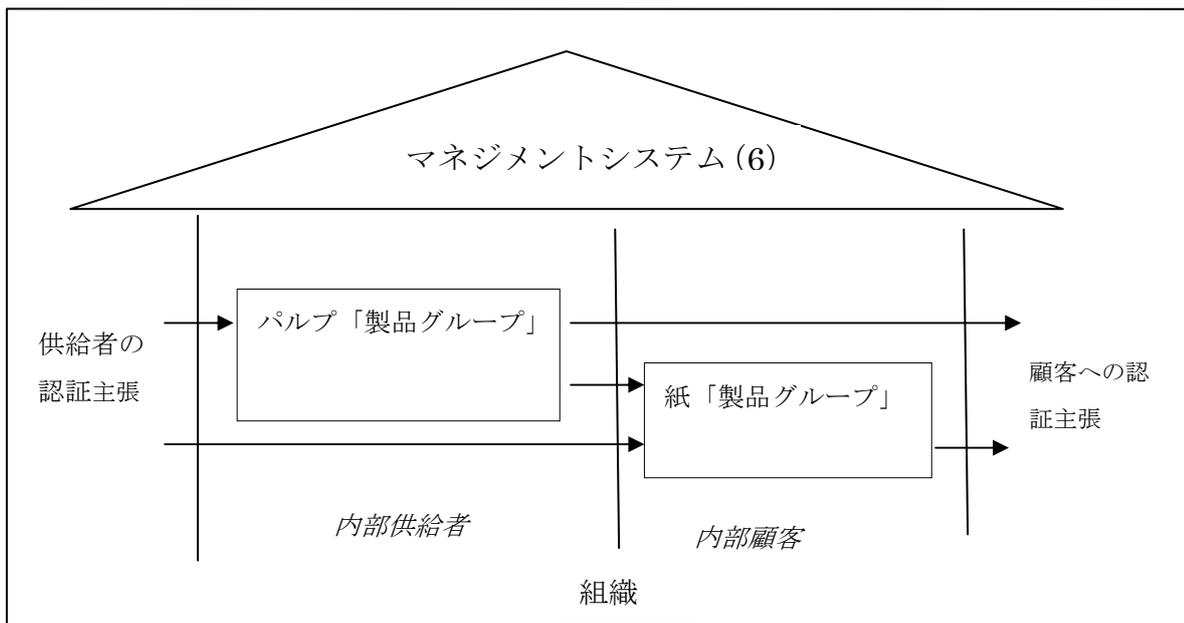


5.1.2.項：製品グループの決定

組織は、実行する CoC の対象となる製品グループを決定しなければならない。製品グループは、単一種類の製品または製品群に関連させることができる。製品グループは、例えば、種や性質などにおいて同一または類似の投入原材料を含有する生産品のみを含むことができる。

組織は、平行または連続製品グループを定めることができる。連続製品グループの場合は、「供給者」(3.22) と「顧客」(3.8) の用語は「社内」供給者および「社内」顧客として理解される。

図 10：製品グループの定義



5.2.1.4 項：入荷の段階における確認

入荷書類によって受け取る情報 (5.2.1 項および 5.2.2 項) の検証に基づき、組織は、各々の原材料を「認証原材料」「中立原材料」、「その他原材料」のいずれかとして分類する。

表 2：パネルボード生産における由来確認の例

1	2	3	4	5	6	7	8	9
入荷 番号	日付	商品の記述	PEFC 主張	量		由来のカテゴリー (トン)		
				調達 計量	トン当り	認証	中立	その他
537390	03/06/2009	丸太	0%	31300 kg	31.3	0	0	31.3
537391	03/06/2009	カンナ	0%	8160 kg	8.16	0	0	8.16

537392	03/06/2009	再生梱包木 材チップ	リサ イクル	17840 kg	17.84	17.84	0	0
続き								
538399	16/06/2009	おが屑	75%	83 m ³	28.38	21.29	0	7.09
続き								
538705	18/6/2009	丸太	100%	28140 kg	28.14	28.14	0	0
538706	18/6/2009	再生パレット チップ	リサ イクル	14360 kg	14.36	14.36	0	0
続き								
合計					43624	26984	0	16640

注意書：

表 1 の由来確認の例：

- この表は該当期間中に調達された原材料の例を示すのみなので、「合計」欄の数字は、6、7、8、9 列の数字と一致しない。
- 【列 1】：「入荷番号」の欄は、「入荷書類」の確認が出来るようにするべきである。（5.2.1.2 項）
- 【列 4】：この欄には、供給者による PEFC 認証主張（PEFC 認証原材料の含有率）、または該当原材料の「リサイクル」状況(status) を記入する。PEFC 認証主張される原材料は付属書 1 の要求事項を満たす。
- 【列 5】：入荷書類によって確認された計量単位による原材料の量
- 【列 6】：5.3.2 項による認証率の計算を可能にする単一の計量単位による調達原材料の量（ドライトン）入荷番号 538399 の入荷については、立米をトンに変換するため、組織の社内転換率を使用。
- 【列 7、8、9】：調達された原材料は、「認証」、「中立」、「その他」の原材料として分類しなければならない。（5.2.1.4 項）由来に関するこれらの分類基準は、付属書 1 にある。調達された製品の一部部分のみが PEFC 認証原材料である場合（納入番号の 538399 をご参照）、含有率に相当する量のみが「認証」（ $7.75 \times 28.38 = 21.29$ ）として分類される。その他の 7.09 は「その他」として分類しなければならない。

5.3 項：認証率の計算

企業は、認証率の計算にあたり、単純パーセンテージと移動平均パーセンテージの二つの方式を採用できる。

5.3.5 項：単純パーセンテージ

特定の製品グループの認証率は、その計算の対象範囲に含まれる特定の製品に含まれる原材料から計算される。この方式は組織が特定の生産品のために原材料を調達する場合に適用される。（例：印刷業務）

例：この組織は、認証主張をする特定の製品バッチの生産に関し表 1 に表示された（7 月）投入原材料を調達した。投入された原材料は特定の製品グループの生産のために実際に使用された。

表 3：単純パーセンテージ計算の例

1	2	3
調達された認証原材料の量 (トン)	その他の原材料の量 (トン)	単純パーセンテージ
Vc	Vo	$Pc : Pc=Vc / (Vc+Vo)$
26 984	16 640	61.86%

注意書：上記の表の数字は表 2 からとったものである。

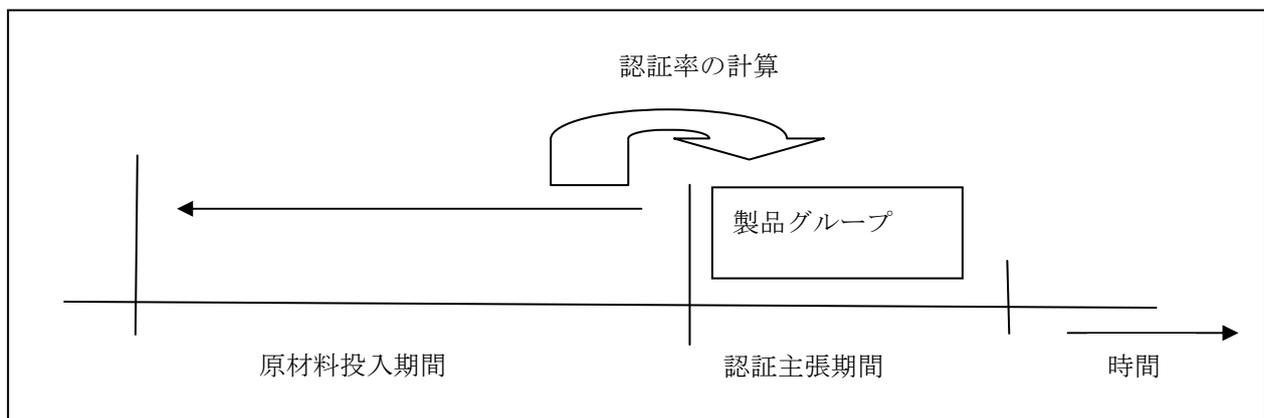
5.3.6 項：移動平均方式

特定の認証主張期間に関する移動平均は、その主張期間に先んじる期間中に調達された投入原材料によって計算される。

認証主張期間は、3 か月を超えてはならない。原材料の投入期間は 12 か月を超えてはならない。

原材料の投入期間は認証主張期間より長くなくてはならない。

図 11：移動平均計算



移動平均 3 か月の例：

1 か月の認証主張期間の認証率の計算は、過去 3 か月間に調達された認証原材料とその他原材料の量によって計算される。

注意書：組織が CoC を開始し、移動平均の計算に使用される期間がその CoC 開始からの期間より長い時は、移動平均の計算は、CoC を設定してからの期間に調達された量によって行われる。表 2 には、その一例が示されている。最初の移動平均（月 1）は月 1 の期間内に調達された分から計算され、2 番目の移動平均（月 2）は、月 1 および月 2 に調達されたもののみから計算される。

表 4：パネルボード生産で 3 か月の移動平均を使用する例

1	2	3	4	5	6
認証主張期間	調達された認証原材料の量	調達されたその他の原材料の量	過去 3 か月間に調達された認証原材料	過去 3 か月間に調達されたその他原	3 か月の移動平均

1 か月	(トン)	(トン)	料の量 (トン)	材料の量 (トン)	認証率
j = i	Vc	Vo	Vc (3)	Vo (3)	Pc (3)
			$Vc(3) = \sum_{j=i-1}^{i-3} Vc_j$	$Vo(3) = \sum_{j=i-1}^{i-3} Vo_j$	$Pc = \frac{Vc(3)}{Vc(3)+Vo(3)}$
2009/1	13654	28654			
2009/2	15563	32654	13654	28654	32.27%
2009/3	19546	25987	29217	61308	32.28%
2009/4	5264	36214	48763	87295	35.84
2009/5	12695	26154	40373	94855	29.86
2009/6	26984	16640	37505	88355	29.80
2009/7	21564	15261	44943	79008	36.26
2009/8	26897	14561	61243	58055	51.34
2009/9	15265	22641	75445	46462	61.89
2009/10	18564	26594	63726	52463	54.85
2009/11	16235	25264	60726	63796	48.77
2009/12	15462	24152	50064	74499	40.19
続き					

注意書：

表 4 に表示された計算の例：

－[列 1]：認証率計算の対象となる 1 か月の認証主張期間の確認。

－[列 2 と列 3]：「認証」と「その他」の原材料の量は、原材料の由来確認の結果を示す。（5.2.1.4 項 参照）

「2009 年 6 月」の数字は表 2 からとったものである。

－[列 4]：量は、過去 3 か月間に調達された「認証原材料」の総量を示す。

2009 年 6 月の Vc (3) = Vc (2009 年 5 月) + Vc (2009 年 4 月) + Vc (2009 年 3 月) すなわち、

Vc (3) = 19546+5264+12695=37505 (トン)

－[列 5]：「その他」原材料の量は、過去 3 か月間に調達された「その他」原材料の総量を示す。

2009 年 6 月の Vo (3) = Vo (2009 年 5 月) + Vo (2009 年 4 月) + Vo (2009 年 3 月) すなわち、

Vo (3) = 25987+36214+26154=88355 (トン)

－[列 6]：移動平均による認証率は、3.3.1 項の計算式に従って計算される。Pc=Vc/ (Vc +Vo)

2009 年 6 月の Pc (3) = 100xVc (3) / [Vc (3) +Vo (3)] すなわち、

Pc (3) = 100x37505/ (37505+88355) =29.80%

5.4 項：認証率の生産量への振替

認証率は製品グループの特定認証主張期間について計算し、その期間中に販売／譲渡された製品に振替えなければならない。この規格はこのための二つの方式、すなわち平均認証率方式（5.4.1 項）およびボリュームクレジット方式（5.4.2 項）、を定める。

5.4.1 項：平均パーセンテージ方式

平均パーセンテージ方式においては、認証率は特定の認証主張期間の製品グループのすべての製品に適用される。

表 5：平均パーセンテージ方式のパネルボード生産への適用（表 4 の続き）

1	2	3	4
1 か月認証主張期間	3 か月移動平均パーセンテージ	認証期間中の製品グループからの総生産	認証製品の量（M3） （PEFC 認証原材料の%付き）
$J = i$	$P_c (3)$	V_{pb}	$V_{cp} (V_c\%)$
			$V_{cpi} = V_{pbi}$ 認証主張% = P_{ci}
2009 年 1 月	0.00%	64589	0.00
2009 年 2 月	32.27%	73698	73698 (32.27%)
2009 年 3 月	32.28%	69568	69568 (32.28%)
2009 年 4 月	35.84%	65423	65423 (35.84%)
2009 年 5 月	29.86%	57894	57894 (29.86%)
2009 年 6 月	29.80%	66589	66589 (29.80%)
2009 年 7 月	36.26%	58789	58789 (36.26%)
2009 年 8 月	51.34%	62458	62458 (51.34%)
2009 年 9 月	61.89%	59658	59658 (61.89%)
2009 年 10 月	54.85%	70458	70458 (54.85%)
2009 年 11 月	48.77%	62458	62458 (48.77%)
2009 年 12 月	40.19%	60589	60589 (40.19%)
続く			

注意書：[列 4]：平均パーセンテージ方式を使用した場合の認証製品の量は、特定の認証主張期間中に販売された製品の量と一致する。（ $V_{cp} = V_{pb}$ ）

認証製品において認証主張された認証原材料のパーセンテージは、特定の認証主張期間に関して計算された認証率と一致する。[列 2]

2009年9月：Vcp=66589 (M3)、認証率=29.80%

5.4.2 項：ボリュームクレジット・システム

組織は、下記のいずれかを使用して生産品のボリュームクレジットを計算することが出来る。

- a) 認証率と生産品の量 (5.4.2.3 項)
- b) 投入原材料と歩留まり率 (5.4.2.4 項)

5.4.2.3 項：認証率と生産量を使用したボリュームクレジットの計算

表 6：認証率と生産量を使用してパネルボード生産をする場合のボリュームクレジット計算の例（表 5 の続き）

1	2	3	4
1 か月認証主張期間	3 か月移動平均パーセンテージ	認証主張期間の総生産量 (M3)	生産品のボリュームクレジット (M3)
j= i	Pc (3)	Vpb	VC
	$Pc = \frac{Vc (3)}{Vc (3) + Vo (3)}$		$VC = Vpb * Pci$
2009年1月	0.00%	64589	0.00
2009年2月	32.27%	73698	23782.34
2009年3月	32.28%	69568	22456.55
2009年4月	35.84%	65423	23447.60
2009年5月	29.86%%	57894	17287.15
2009年6月	29.80%	66589	19843.52
2009年7月	36.26%	58789	21316.89
2009年8月	51.34%	62458	32065.94
2009年9月	61.89%	59658	36922.34
2009年10月	54.85%	70458	38646.21
2009年11月	48.77%	62458	30460.77
2009年12月	40.19%	60589	24350.72
続く			

注意書：

－[列 4]：ボリュームクレジットは、特定の認証主張期間の認証率[列 2]とその認証主張期間中の生産量[列 3]から計算される。故に、2009年6月 $V_{cp}=0.2980 \times 66589 = 19843.52$ (M3)

5.4.2.4 項：投入原材料と歩留り率を用いたボリュームクレジットの計算

表 7：投入原材料と歩留り率を用いたボリュームクレジットの計算の例

1	2	3	4	5	6	7
納入番号	日付	製品説明	認証状態	量 (M3)	用材ボリューム クレジット 歩留り率=0.6	チップと おが屑 のボリュームク レジット (トン) 歩留まり率 = 0.18
0353	7月1日	丸太	PEFC 認証 75%	45	20.25	6.08
0354	7月3日	丸太		65		
0355	7月3日	丸太		85		
0356	7月5日	丸太	PEFC 認証 100%	65	39	11.7
0357	7月14日	丸太		82		
0358	7月25日	丸太	PEFC 認証 70%	65	27.3	8.2
2009年6月のトータル					50.55	25.98

5.4.2.5 項：ボリュームクレジット・アカウント

組織は、CoCの対象となる製品グループについてボリュームクレジット・アカウントを作成しなければならない。

表 8：パネルボード生産におけるボリュームクレジット管理の例（表 6 の続き）

1	2	3	4	5
認証主張期間	クレジットの入 力 クレジットボリ ューム (M3)	クレジットアカウン ト (使用可能なクレジ ット) M3	クレジットアカウント の 最大限度 (M3)	使用クレジット <hr/> クレジットボリ ューム (M3)
i	VC	$= [3]_{(i-1)} - [5]_{(i-1)} + [2]_{(i)}$ 条件：[3] ≤ [4]	$\sum_{i=1}^{i-1} [2]$	
2009/1	0.00	0.00	0.00	0.00

2009/2	23782.34	23782.34	23782.34	0.00
2009/3	22456.55	46238.89	46238.89	0.00
2009/4	23447.6	69686.49	69686.49	0.00
2009/5	17287.15	86973.64	86973.64	0.00
2009/6	19843.52	104270.6	106817.16	2546.56
2009/7	21316.89	124629.26	128134.05	958.23
2009/8	32065.94	156132.75	160199.99	562.45
2009/9	36922.34	193055.09	197122.33	0.00
2009/10	38646.21	230154.05	235768.54	1547.25
2009/11	30460.77	259067.67	266229.31	1547.15
2009/12	24350.72	283418.39	290580.03	0.00
2010/1	22564.15	305726.39	313144.18	256.15
2010/2	25654.25	315016.09	315016.09	958.26
2010/3	26789.15	319348.69	319348.69	123.15
続く				

注意書：

表 8 をベースにした「2010 年 3 月(最終欄)」の認証主張期間に関する計算例：

－[列 2]：1 か月の認証主張期間に関して計算されたボリュームクレジット（2009 年 1 月から 12 月分の数字は表 6 からのももの）

－[列 3]：クレジットアカウント（使用可能なクレジット）は、前月のクレジットアカウント[列 3、2010 年 2 月]から前月のクレジット使用分[列 5、2011 年 2 月]を差し引き、それに該当月のボリュームクレジット分[列 2、2010 年 3 月]を加えることによって計算される。

2010 年 3 月：315016.09 - 958.26 + 26789.15=340846.98 [M3]

クレジットアカウントに累積されたボリュームクレジットの総量は、過去 12 か月に算入されたクレジットの総量 [列 4=319348.69] を超えることはできない。（5.4.2.7 項）

ところで、340846.98 > 319348.69 なので、使用可能なクレジットアカウントの量は 319348.69 M3 となる。

－[列 4]：クレジットアカウントの許容される最大値は、過去 12 か月間にクレジットアカウントに投入されたボリュームクレジットの合計として計算される。[列 2、2009 年 4 月から 2010 年 3 月まで]

4.4.2 項および 5.5.2 項：ロゴとラベルの使用

この規格は、組織による認証原材料の含有量についての主張を可能とする。（例：付属書 1 に基づく「PEFC 認証 x %」等。）しかし、この規格は、認証製品への認証ラベル使用を強要しない。この規格においては、

ラベルの使用は、組織が認証製品であることを伝えるための選択的なコミュニケーション手段であると考え

る。しかしながら、この規格は、組織が製品上または製品外の商品コミュニケーションとしてラベルを使用することを決める場合は、ロゴやラベルの使用を CoC の一部とすることを求めており、組織はそのロゴやラベルの所有者が定める規則や条件に従わなければならない。

PEFC のロゴを申請する組織は、PEFC 評議会または PEFC 認可団体（例：PEFC 加盟メンバー等）が発行する有効なロゴ使用ライセンスを保有していなければならない。PEFC ロゴ使用に関する要求事項は、PEFC ST 2001:2008 に盛り込まれている。

PEFC ロゴ使用規則（PEFC ST 2001:2008）は、「PEFC 認証」および「PEFC リサイクル」の二種のラベルを定める。これらのラベルの使用は、二つの基準に基づいており、一つは「PEFC 認証」原材料の含有量であり、他はリサイクル原材料の含有量である。

この規格は、PEFC 加盟メンバーである各国認証制度が策定する様々な認証主張の目的にも使用されるので、組織はこれらの認証主張をサポートするための異なるラベルやロゴを使用することも可能である。

図 12 : PEFC の CoC とラベル使用上の要求事項の関係図

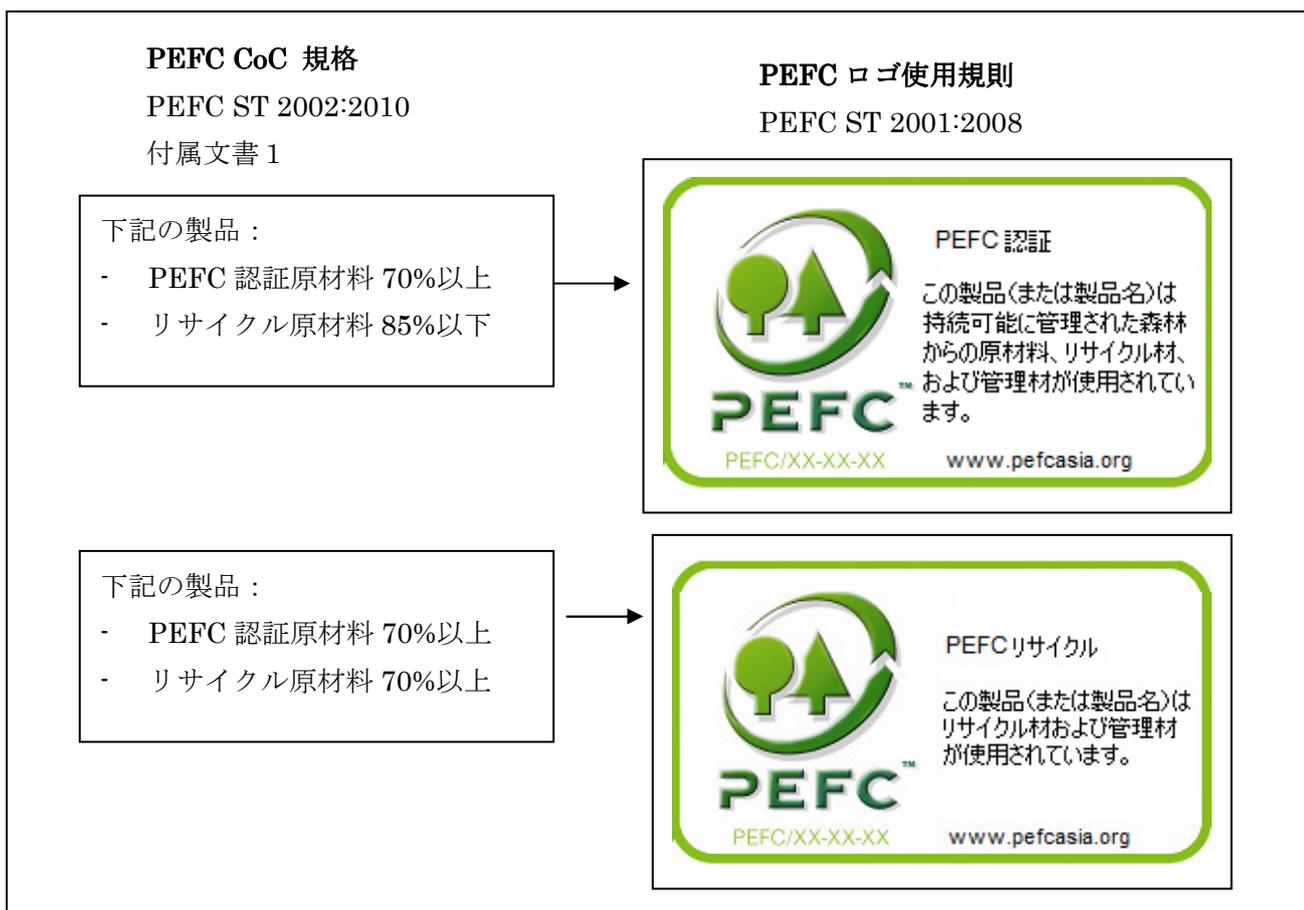


表 9 : PEFC ラベル使用に関する基準の例

	企業 A	企業 B
「PEFC 認証」原材料の含有量 ¹	90%	90%
リサイクル原材料 ²	60%	75%
PEFC の使用 ³	「PEFC 認証」ラベル	「PEFC リサイクル」ラベル

注意書 1: PEFC 認証製品に含まれる「PEFC 認証」原材料の含有量はこの規格およびその付属書 1 の要求事項に基づく。リサイクル原材料は、「PEFC 認証」原材料として認められ、これに含まれる。

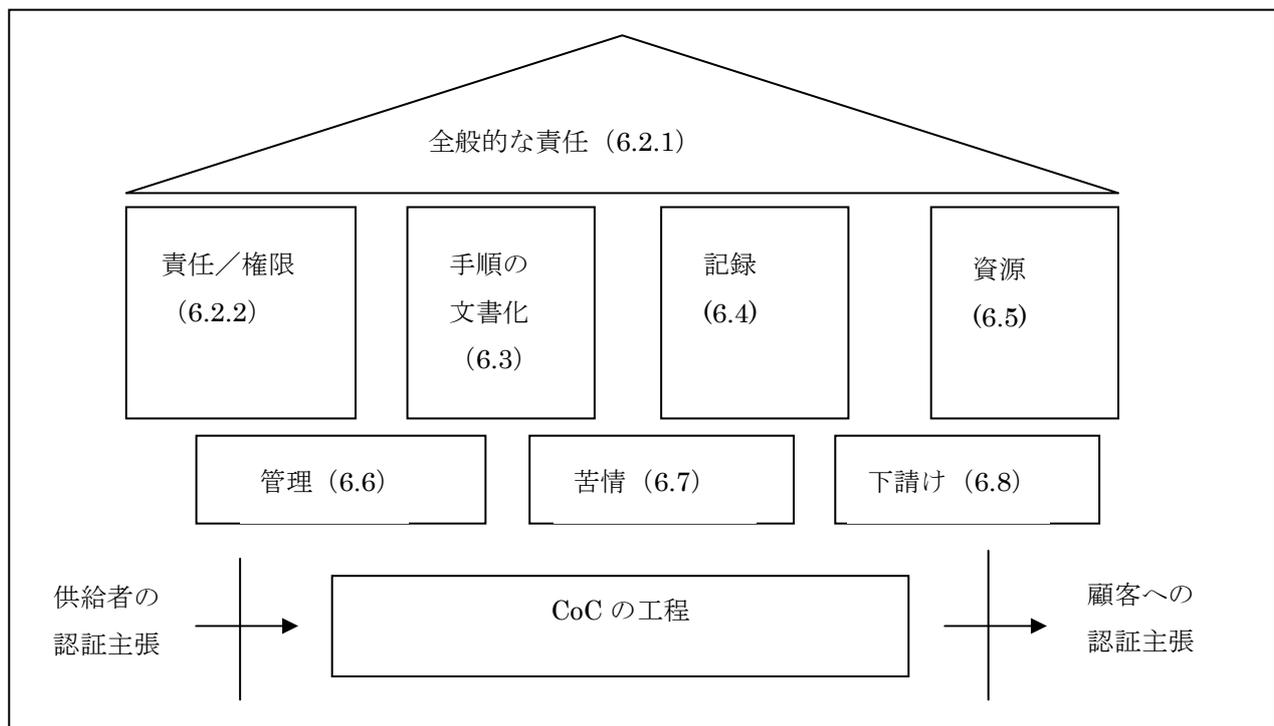
注意書 2: リサイクル原材料の含有量は、ISO14021 の規定によって計算される。(図 14 を参照)

注意書 3: リサイクル原材料の含有量が 70% から 85% の間にある場合、組織はどちらのラベルを使用するかを決めることが出来る。

6 項 : マネジメントシステムに関する最低限の要求事項

組織は、CoC の工程を適切かつ一貫性をもって確実に実行するためのマネジメントシステムを構築しなければならない。同時に、このマネジメントシステムに関する要求事項は、第三者の認証機関によるサンプリングに基づくこの規格への適合審査をを許容する。

図 13 : マネジメントシステムの要求事項の構造



付属書 1：リサイクル原材料の含有量の計算

リサイクル原材料を含む製品に関して、付属書 1 は組織にリサイクル原材料の含有量を計算することを求める。リサイクル原材料の含有量は、顧客や取引先からの要求があれば伝えなければならない。

リサイクル原材料の計算は、図 14 で示す様に ISO14021 の 7.8.4 項に従わなければならない。リサイクル原材料(消費前および消費後)の定義は、PEFC の CoC 規格で使用されるリサイクル原材料の定義と一致する。

(3.19 項)

リサイクル原材料の含有量は、使用するべき PEFC ラベルの決定に関する二つの基準の一つである。(5.5.2 項も参照)

図 14：ISO14021 に基づくリサイクル原材料の計算

評価は、ISO14021 の 6 節に従って行われなければならない。さらに、リサイクル原材料の含有量は、下記のように計算されたパーセンテージの数字として表さなければならない。製品や梱包においてはその中のリサイクル原材料の含有量を直接計算する方法がないので、ロスや拡散を考慮した後のリサイクルの過程から得られた原材料の量を使用しなければならない。

$$X(\%) = \frac{A}{P} \times 100$$

X = パーセンテージで示されたリサイクル原材料の含有量

A = リサイクル原材料の量

P = 製品の量

リサイクル原材料の調達源と量に関する検証は、その調達の関連書類や入手可能なその他の記録の使用を通じて実行することができる。

セクション 2：特定のプロジェクトに関わる PEFC-CoC の実行に関するガイダンス

参考情報

1. 序文

このセクションは、認証原材料を使用する特別プロジェクトに関連してこの規格の要求事項を実行するためのガイダンスを提供する。

プロジェクトのレベルにおける PEFC-CoC の実行と認証は、継続的な認証製品の生産または商取引とに関連する認証主張と言うより、むしろ時間および場所的に特定されたプロジェクトについて有効なものであると言う点で特殊である。

ここに与えられた情報は、規準的な要求事項を定めるこの規格の規準部分と併せて読むべきものである。

2 用語と定義

PEFC ST 2002:2010 の関連定義と、このガイド文書に特有の下記の定義とがともに適用される。

2.1

管理主体 (Controlling entity)

管理主体とは、特別に定められたプロジェクトの総合的な管理統制をする組織である。

2.2

プロジェクト (Project)

プロジェクトとは、明確に定義された有形の製品、機能的なユニットを形成する製品の部分、または機能的なユニットを形成する関連する製品のグループで、特定の一拠点 (site) で製造および/あるいは組み立てられたものである。(例外としては、一つの拠点で建造し、他の場所で艀装される船舶など統合された一連の拠点群がある)

注意書 1：このガイドで使用される「プロジェクト」という用語はこの規格で使用される製品グループと同義である。

注意書 2：プロジェクトの例としては、船舶、新スタジアムまたは事務所ビルの建設、または、そうした船や建物などの改造などがある。「その製品の部分」とは、建物の屋根などがある。「関連する製品のグループ」の例としては一つの場所の建物群などがある。

2.3

プロジェクト・メンバー

プロジェクト・メンバーは、特別に定められたプロジェクトのためにする原材料や製品の調達、または据付けに関わる組織である。この用語は、プロジェクトの拠点や拠点群以外の場所における製品の製造または差し替えに関与する組織は含まない。

3. プロジェクト CoC の実行の基礎

3.1 CoC 方式の適用

3.1.1 いかなるプロジェクトも、様々な認証率の様々な供給者を伴うものである。そのような状況にあつては、物理的な分離方式は適用できない。それ故、プロジェクト CoC は、プロジェクト全体に投入された認証原材料によって認証率が決められるパーセンテージ方式に基づくものとなり、そのプロジェクトに投入された認証原材料の割合によって単一の認証率の主張が可能となる。

3.2 パーセンテージ方式

3.2.1 プロジェクト

3.2.1.1 この規格は、CoC 規格が特定の製品グループに関して実行されることを求める。プロジェクト CoC の場合、特定のプロジェクトとは、CoC の工程が適用される製品グループであると考えられる。CoC の工程は、生産に投入され、認証率の計算に使用された (a) 認証、(b) 中立、(c) その他、の原材料の確認と数量化を伴う。

3.2.1.2 : プロジェクトは下記に限定される。

- (a) CoC の対象となる製品、または部分、または製品グループ
- (b) 該当のプロジェクトが製造または組み立てられる単一の拠点
- (c) 該当のプロジェクトが製造または組み立てられる期間

3.2.1.3 プロジェクトは、プロジェクト CoC 認証主張がなされる対象である製品、建築、またはその部分に相当する。その例が下に示される。

プロジェクトの対象範囲	CoC 認証主張
・ 建造物全体、例) 補助材を含むスタジアム	・ このスタジアム建築 (補助材を含む) に使用される木材の x % は PEFC 認証材です。
・ 家屋建造プロジェクト「abc」の屋根関係	・ 家屋建築プロジェクト「abc」の屋根部分に使用された木材の x % は PEFC 認証材です。
・ 船舶「xyz」丸の改造	・ 船舶「xyz 丸」の改造に使用された木材の x % は PEFC 認証材です。

3.2.1.4 プロジェクトは複数の製品を対象範囲とすることが出来るが、そのような場合は、それらすべてが単一の機能的ユニットを形成する。

3.2.1.5 主張期間は、プロジェクトが製造または組み立てられる期間に相当する。

3.3 由来の確認

3.3.1 管理主体は、該当プロジェクトのために管理主体が直接調達したか、または、他のプロジェクト・メンバーにが調達したすべての原材料について、この規格が定める (a) 認証、(b) 中立、または (c) その他の原材料であることが確実に確認、検証されることの責任を負う。

3.3.2 入荷ごとに行う由来の確認の対象となるのは、供給者、入荷日、入荷量（または重量）および認証原材料の認証率を含む正式認証主張である。

3.3.3 認証原材料の供給者の確認には、認証原材料の供給者基準を満たしていることを PEFC 承認森林管理認証書または CoC 認証書によって検証することも含まれる。

3.3.4 プロジェクト・メンバーは、管理主体に対して、該当プロジェクトへの投入原材料の全体的な確認の一環として、すべての投入原材料の受取りに関する検証可能な情報を提供する責任を負う。

3.4 認証率の計算

3.4.1 プロジェクトに関する認証率の主張は、特定のプロジェクトに投入、使用された原材料を基に、この規格に従って単一の認証率として計算される。

3.4.2 認証率の計算は、その計算の対象範囲に含まれるすべての原材料につき共通で単一の計量単位に基にしなければならない。プロジェクトに複雑多岐な製品が組み込まれている場合は、その様な単一の計量単位の決定は困難となることがある。もし管理主体が、正式な変換率や内部で決定する嵩や重量の共通の計量単位を見出すことが不可能であることを示した場合、その計算は単一通貨の金額に基づくものでよい。

注意書：認証機関は、管理主体による通貨価値を使用した計算の決定の正当性を査定し、量、重量、またはその他の適切で共通の条件が見出せない証拠の提示を要求する。

3.5 算出認証率の生産量への振替

3.5.1 認証率は、この規格に従い、平均パーセンテージ方式を使って生産品（定められたプロジェクト）に振替られる。これは、算出された認証率がプロジェクト全体について適用、告知されるものであり、その構成部分についてこれをするものではないことを意味する。

3.6 製品の販売（認証主張の告知を含む）

3.6.1 管理主体による認証原材料の単純パーセンテージの最終的な計算は、すべての原材料が調達、納入、さらに (a) 認証、(b) 中立 (c) その他の原材料として確認され、プロジェクトが終了した段階で初めて行われる。

3.6.2 しかしながら、管理主体は、もしプロジェクトの企画段階で供給者との間に交わされる確約、仕様書、契約書などによってその予測認証率を示すことが出来るなら、プロジェクトが終了する前に予測認証率を表示することが出来る。企画段階における認証主張と納入された原材料による最終計算との間の適合性は管理主体によって行われる内部監査およびそれに続く第三者審査の際に認証機関によって検証される。

3.6.3 管理主体は、ラベルやロゴの所有者または PEFC 各国認証管理団体がこれに代わって発行する有効な許可やライセンスに基づいてのみラベルやロゴを使用することができる。

注意書 1：PEFC のロゴが使用される場合は、管理主体は PEFC 評議会またはそれに代わる PEFC 各国認証管理団体が発行する有効な PEFC ロゴライセンスを所有していることが要求される。

注意書 2: 特定のプロジェクトに関連する PEFC ロゴの使用は、「製品上のロゴ使用 (オンプロダクト使用)」と見なされ、認証原材料の含有率または予想含有率が 70%を超える場合のみの使用となる。

3.6.4 企画段階における認証原材料の含有率の告知およびロゴやラベル使用は、企画段階において計算された予想認証率の認証主張を使用しなければならない。

3.7 問題のある出处

3.7.1 管理主体は、管理主体またはプロジェクト・メンバーを通じてプロジェクトに供給された非認証品が問題のある出处からのものでないことを確実にするためのデューディリジェンスシステムの実行に関する責任を負う。

3.7.2 管理主体およびプロジェクト・メンバーは、供給者から非認証製品についてそれらが問題のある出处からのものではない旨の自己宣言書を取得する責任を負う。プロジェクト・メンバーは、そのような自己宣言書を管理主体に提供する。

3.7.3 管理主体は、管理主体またはプロジェクト・メンバーに直接納入された非認証製品のすべての供給品に関するリスクマネジメントを実行する責任を負う。また、管理主体はリスクが「高」として分類された場合は、続く第三者または第三者検証プログラムを実行する。管理主体は、プロジェクト・メンバーを通じて納入された供給品に関して第三者または第三者検証プログラムを実行することを許す契約またはその他の合意関係をプロジェクト・メンバーとの間に締結するべきである。

4. マネジメントの責任

4.1 管理主体は、プロジェクト CoC の工程の正確な実行と維持を確実にするために、この規格に従ってマネジメントシステムを構築することが求められる。マネジメントシステムは、プロジェクト・メンバーによる行為もその対象範囲に含まれる。

この規格の要求事項に関する責任範囲

図 1: この規格の要求事項に関する責任範囲

責任	管理主体	プロジェクト・メンバー
5	CoC の工程 - パーセンテージ方式	
5.1.2	プロジェクトの定義	Yes
5.2	供給された原材料の確認	No
5.3	認証率の計算	Yes(自社が扱う供給品に関して)
5.4	認証率の振替	Yes
5.5	販売と告知 (ロゴ使用を含む)	No
5.6	問題のある出处	Yes

	自己宣言書	Yes	Yes
	リスク分析	Yes	No
	第2者、第3者検証	Yes	No
6	マネジメントシステムの要求事項		
6.2	マネジメントの責任	Yes	No
6.3	文書化された手順	Yes	No
6.4	記録管理	Yes	No（管理主体に対し供給原材料に関する記録を提供する）
6.5	資源の管理	Yes	No
6.6	検査と管理	Yes	No
6.7	苦情	Yes	No